

(物品売買)

入札注意書

(目的等)

東北森林管理局に係る一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法(昭和22年法律第35号)、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。)、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令(昭和55年大蔵省令第45号。以下「特例省令」という。)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)その他の法令に定めるもののほか、この説明書の定めるところによるものとする。

また、入札に参加する者は、入札公告又は指名案内、入札説明書、契約書案、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札すること。

(一般競争参加の申出)

一般競争に参加しようとする者は、入札の公告において指定した期日までに当該公告において指定した書類を契約担当官等(会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

(入札保証金)

- 1 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札執行前に、その者の見積もる契約金額(消費税相当額を含む金額。)の100分の5以上(1円未満切上げ)の入札保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。
- 2 入札参加者は、入札保証金を納付する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書(様式第1号)を添えて差し出さなければならない。
- 3 入札保証金は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に保管金取扱規程(大正11年大蔵省令第5号)第一号様式として規定されている保管金受領証書と引換えに還付する。
ただし、契約保証金として充当するときは、この限りではない。
- 4 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金は、金額を違約金として国庫に帰属する。

(入札等)

- 1 入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、書面により指定した日時までに関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札参加者は、入札書(様式第3号)を作成し、封かんの上、入札者の氏名(法人にあっては、法人名)、あて名及び入札件名を表記し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した日時までに入札しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
また、入札者から錯誤を理由として自らの入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しないものとする。
- 4 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状(様式第4号)を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。また、代理人本人であることを証明する資料(運転免許証など)を入札担当職員に提示しなければならない。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
- 7 入札参加者は、予算決算及び会計令第71条第1項の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。
- 8 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項(様式第5号)について入札前に確認しなければな

らず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

- 9 入札執行場所に入場できる者は、1者につき入札者及び随行者の2名以内とする。
- 10 入札は、入札番号ごとに総額入札で行うものとする。
- 11 入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額(契約金額)とする。

(入札の辞退)

- 1 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - 一 入札執行前にあつては、入札辞退届(様式第6号)を契約担当官等に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
 - 二 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札者は、落札宣言前に入札場所を離れるときは、必ず入札事務担当者に連絡し、承認を得なければならない。

(入札の取りやめ等)

- 1 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

- 1 開札は、入札終了後直ちに入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した場所及び日時に入札者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち合わせて行うものとする。

(無効の入札)

- 1 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
 - 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - 二 委任状を持参しない代理人のした入札及び入札書に代理人の自筆署名又は記名のいずれが無いもの
 - 三 所定の入札保証金の納付をしない者のした入札(ただし、入札保証金の納付を免除とした場合を除く。)
 - 四 記名を欠く入札
 - 五 金額を訂正した入札
 - 六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - 七 明らかに連合によると認められる入札
 - 八 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
 - 九 入札時刻に遅れてした入札
 - 十 暴力団排除に関する誓約事項(別紙様式第5号)について、虚偽又はこれに反する行為が認

められた入札

十一 公告等で内訳書(同明細書を含む。以下「内訳書」という。)の提出を求められている入札においては、内訳書等を提出しない入札、若しくは入札金額と内訳書の金額に整合性があると確認できない入札及び入札公告等において内訳書等の総額と入札金額を一致させる旨、明記している入札で金額が一致していない入札

十二 その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

- 1 開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができるものとする。この場合、第1回目の最高の入札価格を下回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う入札についても上記を準用して行うものとする。
- 2 上記1の入札を行ってもなお落札者がない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。
- 3 上記1の入札には、無効の入札をした者は参加することができない。

(落札者の決定)

- 1 予定価格の制限の範囲内で最高の価格(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあたっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの)をもって入札した者を落札者とする。
- 2 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、その結果を、落札者又は最高の価格((会計法第29条の6第2項に規定する契約に当たっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの)以下同じ。)の入札者に通知し、他の入札者にはその旨通知する。
- 3 落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
- 4 落札宣言後は、錯誤等による入札無効の申し出があっても受理しない。
また、どのような理由によっても落札を無効とすることはできない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 1 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。
- 2 上記1の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者、郵便による入札で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金)

- 1 落札者は、契約書案の提出と同時に、契約金額の10分の1以上の契約保証金を歳入歳出外現金出納官吏に納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。
- 2 落札者は、上記1の規定により、契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を局署等の保管金取扱店(日本銀行の本店、支店又は代理店)に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書(様式第7号)を添えて局署等に提出しなければならない。

(入札保証金の充当)

- 1 契約担当官等は、落札者からの申出により落札者に払い戻すべき入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

(契約保証金の返還)

- 1 契約保証金は、契約の履行が完了したことを確認した後、保管金払渡請求書(様式第8号)により返還するものとする。ただし、契約保証金を契約金に充当したときはこの限りではない。
なお、いずれの場合も、利息は付さないものとする。

(契約書等の提出)

- 1 落札者は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印の上、落札決定の日の翌日から起算して7日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。)に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

- 2 契約担当官等は、落札者が上記1に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。
- 3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がない旨指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

- 1 入札をした者は、入札後この注意書、入札の公告又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

- 1 この注意書に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。